

令和6年9月4日制定

(電子リソース提供の目的)

- 1 京都外国語大学・京都外国語短期大学附属図書館（以下「図書館」という。）で提供する電子リソースの利用については、本ガイドラインの定めるところとする。本ガイドラインでの電子リソースとは、図書館の Web サイトから提供しているデータベースや電子ジャーナル等の電子媒体資料とする。図書館利用者が電子リソースを有効活用することで、利用者の学習・研究・教育活動の活性化を図ることを提供の目的とする。

(利用者の範囲)

- 2 図書館が提供する電子リソースの利用者は、原則として本学の構成員（大学院生、学部学生、短期大学生、教職員等）とする。それ以外の図書館利用登録者の電子リソースの利用については、図書館館長が許可した者に限る。但し、その場合は図書館内に設置する PC での利用に限る。

(利用の範囲)

- 3 学習・研究・教育を目的とした利用に限り、データの検索・表示・閲覧等の利用を認める。また、利用規約に禁止や制限がある場合を除き、必要な範囲内でのデータの印刷・取得を認める。

(電子リソースの著作権)

- 4 電子リソースのコンテンツ及び電子リソース自体の著作権は著作者あるいは電子リソース提供者に帰属し、著作権法をはじめとする法令並びに条約によって保護されている。

(利用規定・利用規約の遵守と禁止行為)

- 5 電子リソースの利用については、著作権や提供元の定める利用規定・利用規約を遵守しなければならない。また、一般的に以下の行為は禁止されている。
  - (1) 個人の学習、研究、教育目的以外で利用すること。
  - (2) 自動プログラム等による一括または連続的な大量ダウンロード。
  - (3) 個人利用の範囲を越える手動による大量ダウンロード。
  - (4) 特定電子資料の系統的なダウンロード。
  - (5) ダウンロードしたデータの無断複製、改編、再配布、転売等。

- (6) 著作権者への許諾なしに検索結果を公表すること。
- (7) その他、利用規定・利用規約に反する行為。

(学外からの利用サービス)

- 6 学外からの利用サービスを提供している電子リソースは、本学学内ネットワークの学外アクセス機能により利用することができる。学外からは、認証 ID を取得している本学構成員（大学院生、学部学生、短期大学生、教職員等）のみ利用可能である。

(電子リソースの文献複写)

- 7 図書館の電子リソースの文献複写提供サービスについては、以下のとおりとする。
- (1) 電子リソースの文献複写については、紙媒体の文献複写と同じ扱いとする。
  - (2) PDF 等の電子媒体での複写は、各電子リソース提供元の使用許諾権に準じた扱いとする。
  - (3) メール等公共配信による、リソースの提供は行わない。

(不正利用の対応)

- 8 本学での利用において電子リソース提供元の利用規定・利用規約に違反する等の不正な行為が確認された場合、又は、不正利用に起因して電子リソース提供元による本学での利用停止や契約解除、法的制裁が求められた場合、本学として不正利用者への処分並びに再発防止に向けて相応の措置を講ずる。

(改 廃)

- 9 このガイドラインの改廃は、図書館運営委員会の議を経て、図書館長がこれを行う。

附則

このガイドラインは、令和6年9月4日から施行する。